

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

① 第三者評価機関名

一般社団法人 福祉サービス評価センター

② 評価調査者研修修了番号

SK2021140
SK2021143
SK202114
SK2021142
S 2020116
S 2020115
SK2021141
22 地福第 1000-20 号
3 地福第 1487-8 号

③ 施設の情報

| | | |
|-------------------------------|---|------------|
| 名称： 和進館児童ホーム | 種別： 児童養護施設 | |
| 代表者氏名： 長谷川晃久 | 定員（利用人数）： 45名（45名） | |
| 所在地： 愛知県名古屋市守山区廿軒家13番32号 | | |
| TEL： 052-793-0122 | ホームページ： http://www.washin.or.jp | |
| 【施設の概要】 | | |
| 開設年月日 1951年04月30日 | | |
| 経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人 和進奉仕会 | | |
| 職員数 | 常勤職員： 30名 | 非常勤職員 2名 |
| 有資格 職員数 | 保育士 11名 | 栄養士 1名 |
| | 児童指導員 9名 | 臨床心理士 1名 |
| | 社会福祉士 3名 | 医師（嘱託医） 1名 |
| 施設・設備 の概要 | 居室数 33、相談室 2 | 心理療法室、医務室 |
| | 浴室 6、便所 14、調理室 | |

④ 理念・基本方針

| | |
|---|---|
| <p>【理念】 「和進」…仲良くする事を大切に、和を以て進む 「奉仕」…感謝と思いやりの心で、社会に奉仕する 「豊生」…誰もが、心豊かに生きる</p> | <p>【経営方針】 一、仲良くすることを大切にし、争いのないよう努める 一、お互いに信ずることを基本とする 一、人の過ちには、怒らないようにする 一、働くことを通して、自らの成長を図る</p> |
| <p>【基本方針】 子どもが家庭的な雰囲気の中で生活し、子ども同士や職員との関わりを通じて思いやりや協調性を育む。また、自然に触れる機会や社会経験を重ねる中で、小さな事柄から自分で選択・決定し、自立心を養う。職員は子どもに寄り添い、共に育ち合っていく。</p> | |

⑤ 施設の特徴的な取組

| |
|---|
| <p>1. 和進館児童ホームは1階、3階、特別養護老人ホームは2階フロアにある合築施設で、三世代（子ども－職員－高齢者）が日々のふれあいの中で共に生きていくことをコンセプトにしている。高齢者は子どもから「元気」をもらい、子どもは折に触れ高齢者を目にすることで社会生活に必要な「やさしさ」を学んでいる。</p> <p>2. 幼児・小学生低学年の「ひまわりの家」及び小学生以上の「つくしの家」など5ユニットの合計6ユニットで生活している。「つくしの家」など5ユニットでは小規模グループケアを実施しユニット（6名）単位で年齢や性別、発達段階に応じたきめ細かい対応が実施されている。担当制による養育・支援を実施しており、より家庭的な支援を目指しユニット毎に玄関、キッチン、浴室、トイレを整備し、子どもの居室は全て個室とした養育・支援をしている。関係機関、専門職、ケアワーカー等が連携して子どもの施設での生活を支援している。あわせて家庭への支援と家庭復帰後のアフターケアを実施している。</p> <p>3. 低学年の子どもを中心に基本的な学習習慣の形成と基礎学力を養うために、公文学習を取り入れている。また、中高生には大学生ボランティアによる学習指導、通塾など、学習支援を充実させている。</p> <p>4. 児童家庭支援室や地域交流室を地域の人々や団体に開放し、地域活動推進及び地域との交流促進に努めている。入所している子どもの同級生や地域の方が気楽に利用しているのは、長年にわたって培われてきた交流の証といえる。</p> <p>児童養護事業推進に共感する一般企業からイベントへの招待、寄付などが多くある。また、個人や団体のボランティアも積極的に受け入れている。</p> |
|---|

⑥ 第三者評価の受審状況

| | |
|--------------------------|---------------------------------------|
| 評価実施期間（和暦） | 令和4年11月5日（契約日）～ 令和5年3月16日（評価結果確定日） |
| 前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦） | 令和元年度 |

⑦ 総評

◇特に評価の高い点

1. 施設長と主任による「運営会議」、各フロアの主任と職員による「フロア会議」、全職員による「職員会議」と運営が組織化され、子どもの一番近くにいる各フロアの主任や職員の力を発揮しやすい体制となっている。また、運営会議は施設長と主任が話し合い、方針を決める場であり、ここでの話し合いを通して施設長が主任を育成する役割も果たしている。施設長が、『ちょうど具合の良い加減で旗を振って』リーダーシップを発揮して職員集団をまとめていることが、施設全体の温かな空気感に貢献しており、入所児童の心理的安定度の促進に大いに貢献している。

2. 支援情報の共有化を図るため、令和3年度にICTを活用した「児童支援記録システム」を導入した。導入にあたっては慎重に検討し、従前の方式の手書き方式の良さを生かせるように努め、転記業務の減少や子どもを支援するための時間の増加等、業務の実効性向上が実現されている。

3. 実習生を積極的に受け入れている。令和3年度においては社会福祉士援助技術現場実習、保育士実習、あわせて61名を受け入れ、養成校との良好な関係の形成も含め福祉の専門家育成に貢献している。また、教員の介護等体験10名の受け入れも行っている。

4. 各ユニットでの職員調理や子どもの調理体験など、子どもが食に触れる機会を多く持てるように、またおいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。

5. 子どもを尊重した支援として児童相談所と連携を密にして2歳児から受け入れ、職員一体となり家庭にいるような安心・安全な場所の提供と支援に取り組んでいる。定期的を実施する児童会では、職員は傾聴の姿勢で臨み、子どもが意見を言える場所を確保している。

6. ケアワーカーと心理療法担当職員等専門職とが共に子どもに関わり、日々の支援から、リビングケア、アフターケアまでの継続的な関わりを大切にした支援が行われている。また、施設内にファミリールームがあり、自立前訓練、家庭復帰前の親子関係構築、親子面会等に利用するなど自立、家庭復帰に役立たせて

いる。

7. 居室など施設全体は過ごしやすい環境が整備され、安心・安全を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。子どもが施設の生活の中で「安心した生活を確保する」「大人を信用・信頼する」「自己肯定感を高める」ことが出来るよう職員同士が常に振り返りをして、養育・支援を実践している。

◇改善を求められる点

1. 長期的な課題について中・長期ビジョンに基づき取り組んでいるが、達成までの具体的なステップが明確になっていない。現在は施設長と法人で取り組んでいるが、職員も参画して、現状の課題を洗い出し、組織全体で活動するための数値目標と期日を明確にした中・長期計画の策定と中・長期計画を踏まえた単年度事業計画の策定が望まれる。
2. 研修として包括的な研修とテーマ別の研修が計画されているが、全国児童養護施設協議会「児童養護施設の研修体系」の各レベルを参考にして、事業所としての研修体系を検討したうえで、独自の職員研修の計画・実施を期待したい。また、職員一人ひとりの現状における習熟度、研修受講後の成果、今後必要となる知識・技能分野などを明確にして、常に研修計画を組織的に見直す仕組みの構築を期待したい。
3. 職員一人ひとりの養育・支援の能力を向上させるための取組として、目標管理の導入を期待したい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

当方の「第三者評価」を受けることの意義と、評価機関に求めることにまでご理解頂いたうえで、評価結果を導き出すまでのプロセスにおいて画一的な判断・検討によるものではなく、多くの時間と人員を割いて頂きました。おのずと「評価結果」は今後の子ども支援・組織運営にプラスとなるものであり、コメントを参考に水準を高める部分や、新たに取り組むべき内容の項目を精査し、検討・実行へとつなげてまいります。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

| | | 第三者評価結果 |
|---|--------------------------------------|---------|
| I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。 | | |
| ① | I-1-1 (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 | a・⑥・c |
| <p><コメント></p> <p>・理念・基本方針はホームページに掲載されている。職員へは年度初めに運営会議、職員会議にて説明し、新規職員へは新規職員研修にて説明している。また、家族へは家庭支援専門相談員が状況を判断して説明している。子どもへは年齢に応じて必要な一部の内容の説明にとどめているが、今後は子どもの年齢等に応じた分かり易い資料を作成したうえで、丁寧に説明し理解を得られる取組を期待する。</p> | | |

I-2 経営状況の把握

| | | 第三者評価結果 |
|---|--|---------|
| I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。 | | |
| ② | I-2-1 (1) -① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 | ⑥・b・c |
| <p><コメント></p> <p>・施設長は名古屋市社会的養育施設協議会副会長兼事務局長であり、名古屋市社会的養育推進計画会議にも参画、児童相談所との情報のやり取りも多く、福祉ニーズの動向は充分に掴んでいる。地域小規模児童養護施設推進、高機能化、多機能化など経営状況についても法人理事の立場で的確に把握・分析している。</p> | | |
| ③ | I-2-1 (1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。 | a・⑥・c |
| <p><コメント></p> <p>・法人経営会議にて中・長期的な展望の下、予算措置を含めて各事業所の設備整備の具体的な検討がされている。事業所の運営会議では法人の分析結果から人材の育成、養育・支援に対する課題提起を行い、フロア会議で具体的な取組を進めている。経営上の課題についても職員の意見を聞き込み、職員同士の話し合いの場を設定するなど組織的な取組を期待する。</p> | | |

I—3 事業計画の策定

| | | 第三者評価結果 |
|---|---------------------------------------|---------|
| I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。 | | |
| ④ | I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。 | a・b・c |
| <p><コメント></p> <p>・地域小規模児童養護施設推進、本体施設の高機能化・多機能化などが中・長期的ビジョンに基づき検討されている。中・長期的ビジョンについては課題項目を列記するだけでなく、中・長期計画として目標・方策などを具体的に明文化し組織的な推進体制を構築されることを期待する。</p> | | |
| ⑤ | I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。 | a・b・c |
| <p><コメント></p> <p>・単年度事業計画は年間の「運営方針」に基づき、基本方針、養育・支援目標など事業全般にわたり明確に記載されている。事業の特性上、目標の数値化等は困難なこともあるが、できる限り計画の達成状況を評価するための基準（成果目標）が明確になるような計画策定を期待すると共に、中・長期計画を踏まえた単年度計画となることを望みたい。</p> | | |

| | | |
|---|---|-------|
| I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。 | | |
| ⑥ | I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが行われ、職員が理解している。 | a・b・c |
| <p><コメント></p> <p>・年度末に統括主任が中心となり主任との間で事業計画の実施状況の振り返りと評価を行い、次年度事業計画の原案を作成している。その後、施設長と主任で構成する運営会議で内容を審議・決定し、職員会議で全職員に周知している。継続的な事業内容が多く単年度事業計画の見直し、評価、策定は主任層が中心となっているが、一般職員も積極的に参画する仕組みの検討を期待する。</p> | | |
| ⑦ | I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。 | a・b・c |
| <p><コメント></p> <p>・事業計画については説明が必要な家族には機会を見て説明している。また、子どもへの説明については年齢や理解力に合わせて日常の養育・支援の中で児童指導員、保育士から必要なことに絞り説明している。色々な機会に養育・支援の内容が事業計画から展開されていることを子どもにわかりやすく工夫を加えて説明されたい。</p> | | |

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

| | | 第三者評価結果 |
|--|---|---------|
| I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。 | | |
| 8 | I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。 | a・b・c |
| <p><コメント></p> <p>・全国児童養護施設協議会の「人権擁護のためのチェックリスト（職員版）」を活用して職員と子どもとの関わりについて年2回セルフチェックしている。第三者評価基準での自己評価については全職員が毎年実施している。評価結果は統括主任及び主任が分析し職員会議で周知している。評価を数値化することにより成果を職員間で共有し、組織的にPDCAを回した改善に繋がられることを期待したい。</p> | | |
| 9 | I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。 | a・b・c |
| <p><コメント></p> <p>・第三者評価基準での自己評価の分析が「出来ていない項目」を挙げることにとどまり、改善事項が多くなっている。改善を進めるためには評価結果（数値）から重点を絞り込む必要がある。重点項目から改善実施事項を具体的に決め、改善計画（目標・方策・日程・担当など）の実行の可能性を予測して計画立案し、計画的に改善を進めることで改善のスピードアップを図りたい。</p> | | |

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

| | | 第三者評価結果 |
|---|--|---------|
| Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。 | | |
| 10 | Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。 | a・b・c |
| <p><コメント></p> <p>・施設長は自らの役割を十分に認識しており職員へは各種会議を始め様々な機会を捉えて養育・支援に関する方針や活動計画などを説明している。施設長は定期的開催される運営会議、職員会議において方針と取組について表明して組織的に運営している。</p> <p>・施設長の役割と職員の役割及び危機管理における権限委譲については、職務分担表や緊急時対応マニュアルに明記している。</p> | | |
| 11 | Ⅱ—1—(1)—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。 | a・b・c |
| <p><コメント></p> <p>・必要な例規集や就業規則、倫理綱領などの規定は棚に保管され、行政機関からの新着情報を得るなど遵守すべき法令は十分理解している。自らも管理者研修（全社協・市社会的養育施設協議会の勉強会等）に参加し、内容は適時職員に知らせているが、職員の遵守状況についての確認が必要である。</p> | | |

| | | |
|---|---|-------|
| Ⅱ—1—（2）施設長のリーダーシップが発揮されている。 | | |
| 12 | Ⅱ—1—（2）—① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。 | ①・b・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設長は運営会議・職員会議時に現状の課題を把握しフロア会議にて具体的な方策を検討させ改善を進めている。現場での養育・支援はできるだけ個々の職員に任せてその力量を把握し、次年度の職務分担に反映させ養育・支援の向上につながるようにしている。施設長は個別面談時には積極的に職員の意見に耳を傾け職員の能力・意欲を向上させることにより養育・支援の質の向上につながる取組に指導力を発揮している。 | | |
| 13 | Ⅱ—1—（2）—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。 | a・②・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度から「児童支援記録システム」を導入し児童相談所からの個人情報、個別の支援記録などを入力することにより職員間の適切・迅速な情報共有ができるようになった。導入にあたっては慎重に検討し、適切な導入に指導力を発揮した。また、毎年作成する業務分担表に、各職員の具体的な職務を詳細に記載し目標を持たせることにより職員の力量アップを図っている。 今後については職員へ業務の実効性を高める意識を醸成するための取組を期待する。 | | |

Ⅱ—2 福祉人材の確保・育成

| | | |
|---|--|---------|
| | | 第三者評価結果 |
| Ⅱ—2—（1）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。 | | |
| 14 | Ⅱ—2—（1）—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。 | a・①・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営方針にある職員像及びケアワーカー、専門職の配置を勘案して福祉人材の確保・定着に努めている。 ・採用にあたっては、職員が、就職フェスタへの参加、実習受け入れ先学校訪問などの活動を行い、事業所では実習時の懇談会、振り返りなどの機会に当事業所に興味を持ってもらえるような取組をしており、必要な職員を採用できている。 ・児童養護施設への関心が高い人材が見学・実習を希望してきている。人材の確保のためにも働きがいのある職場づくりの推進を期待する。 | | |
| 15 | Ⅱ—2—（1）—② 総合的な人事管理が行われている。 | a・②・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営方針に（期待される）職員像が明記され、職員に周知されている。 ・就業規則、給与規定はあるが、それ以外の人事に関する規定・基準が定められていない。 ・人事評価・育成は、個人面談に重きをおいており、評価者に依存する要素が入る余地がある。キャリアパス、職員配置などの基準を明確にし、職員の意向・希望を勘案した人事管理に期待する。 | | |

| | | |
|---|--|-------|
| Ⅱ—2—（2）職員の就業状況に配慮がなされている。 | | |
| 16 | Ⅱ—2—（2）—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。 | a・b・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークライフバランスに配慮し、有給休暇等の取得促進、超過勤務時間の削減に努めている。育児、介護に配慮した、休業・深夜業の制限・短時間勤務などを定めた規定がある。職場におけるハラスメント防止に関する規定があり、パワハラや悩み事などの相談窓口も設置している。 ・事業所として働きやすい職場づくりに取り組んでいることは伺えるが、十分機能しているか検証する必要がある、職員から意見を出し合い改善へ結びつける取組みに期待したい。 | | |

| | | |
|--|---|-------|
| Ⅱ—2—（3）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。 | | |
| 17 | Ⅱ—2—（3）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。 | a・b・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「職務分担表」にて毎年職員に職務を振り分け、それぞれの業務の遂行、力量アップを目標に職員の育成に取り組んでいる。施設長は個人面談で職員の困りごとなどを聴き取り、スキルアップのためのアドバイスも行っている。今後は目標管理の仕組みを制度として構築し、成果目標に対する達成度を評価することにより人材育成に役立てられることを期待する。 | | |
| 18 | Ⅱ—2—（3）—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。 | a・b・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営方針にある期待される職員育成のため、名古屋市社会的養育施設協議会、社会福祉協議会、児童相談所が企画する研修会の中から子どもの権利擁護・自立支援等の専門的研修、管理監督者・指導者研修など必要な内容を選び研修参加させるとともに、施設独自の研修を加え研修計画を策定、実施している。 ・今後は研修成果が期待通りであったかを確認し、次年度の研修計画に反映されたい。 | | |
| 19 | Ⅱ—2—（3）—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。 | a・b・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員がニーズに合った研修に参加できるよう階層別、テーマ別、職種別に計画されており、平均して年1回程度の参加となっている。法人として新規職員へは「新規職員研修」を計画し、実施している。外部研修受講後には「研修報告書」を提出させ、研修の習熟度を確認し、研修に参加出来なかった職員のスキルアップも兼ねて必要に応じて会議で報告させている。本人の研修希望による申し込みがあれば研修の必要性を判断して、自己研鑽のため施設から補助をして参加を勧めている。新規職員等へのOJT及び効果の確認など研修の充実に期待する。 | | |

| | | |
|--|--|-------|
| Ⅱ—2—（４）実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。 | | |
| 20 | Ⅱ—2—（４）—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。 | ①・b・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習生受け入れマニュアルは整備され、実習プログラムも用意され積極的な取組をしている。令和3年度は保育士等の実習と教員の介護等体験を合わせ70名以上受け入れた。実習は当該資格を持っている職員が担当している。実習期間の中頃に養成校の指導教官が来所し研修担当職員、実習生と実習の進み具合や今後の方針・対応を相談している。実習生には実習前にオリエンテーションを行い、毎日実習後に担当職員と振り返りを行っている。 | | |

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

| | | |
|--|--|---------|
| | | 第三者評価結果 |
| Ⅱ—3—（１）運営の透明性を確保するための取組が行われている。 | | |
| 21 | Ⅱ—3—（１）—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。 | a・①・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページでは行事計画、財務諸表、現況報告書、第三者評価結果、苦情への対応体制などが公表されている。また、事業所の玄関には自己評価を含め、各種資料が置かれ訪問者が見ることができるようになっており、積極的に事業所の情報を公開しようとする姿勢が見られる。 ・今後は事業報告、第三者評価で指摘された内容への対応、苦情などへの対応など一層の情報公開に期待したい。 | | |
| 22 | Ⅱ—3—（１）—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 | ①・b・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務・経理、取引等の手続きは経理規定を始めとして各種規定・マニュアルで明確になっている。毎月、税理士が会計処理をチェックするとともに財務状況を報告している。児童福祉、会計処理の知識を持つ監事が内部監査を行い、必要な指摘を行っている。 ・税理士法人に委託して、財務会計に関する事務処理体制の向上について指導等を受け、ガバナンスの強化、財務規律の確立に取り組んでいる。 | | |

Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

| | | |
|--|--------------------------------------|---------|
| | | 第三者評価結果 |
| Ⅱ—4—（１）地域との関係が適切に確保されている。 | | |
| 23 | Ⅱ—4—（１）—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。 | a・①・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在地に移転して60年以上経つが、その間地域住民との交流を推進・継続し地域に溶け込んだ施設となっている。コロナ禍により現在は中止している取組も多いが、コロナ禍 | | |

| | | |
|---|---|-------|
| <p>前は地域の行事に参加したり、事業所の行事に地域の住民を招待したり、児童家庭支援室や地域交流室を地域に開放する等地域とは密接に交流をしており、子どもと地域の交流が広がっていた。また、企業のCSR(企業の社会的責任)活動としての支援や施設出身者の支援も多く幅広く地域との交流を図っている。</p> <p>・ 今後は、コロナ禍後を見据え、子どもの地域活動への参加など地域との交流を広げるための具体的な方法の検討・実施に期待したい。</p> | | |
| 24 | <p>Ⅱ—4—(1)—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p> | a・b・c |
| <p><コメント></p> <p>・ 職員とは異なった立場から様々な考えを子どもに伝え、子どもの価値観を豊かにし、成長に繋がるとして、児童養護施設への関心が高い人々のボランティアを積極的に受入れている。</p> <p>・ ボランティアマニュアルは整備され受入れ担当は経験と知識豊富な主任が対応している。ボランティアは学生や企業、一般を含め継続して活動できる団体・個人を中心に、年間延べ100名以上は受入れている。また、趣味を活かして子どもたちが使うバッグ、袋などを作って送ってくれるボランティアもいる。</p> | | |

| | | |
|---|---|-------|
| <p>Ⅱ—4—(2) 関係機関との連携が確保されている。</p> | | |
| 25 | <p>Ⅱ—4—(2)—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p> | a・b・c |
| <p><コメント></p> <p>・ 関係機関のファイルが整備され連絡先と具体的な機能や活動内容が明記されて、いつでも活用出来るようになっている。幼稚園や学校とは定期的に子どもの養育・支援に関する情報交換を行っている。</p> <p>・ 施設長が名養協(名古屋市社会的養育施設協議会)の副会長兼事務局長をしていることから、児童養護に関する情報の多くが入手可能であり、行政、他の児童養護施設、児童相談所、相談・支援機関等とは定期的に会議を開催する等ネットワークができています。</p> <p>・ また、自立支援担当職員を配置、名古屋市自立支援担当者会議へ出席し入所児童のリビングケア、アフターケアに活かしている。</p> | | |

| | | |
|--|--|-------|
| <p>Ⅱ—4—(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p> | | |
| 26 | <p>Ⅱ—4—(3)—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p> | a・b・c |
| <p><コメント></p> <p>・ コロナ禍前には地域交流室、児童家庭支援室を地域に開放して町内会はじめ地域の活動・交流の場を提供し、地域との交流を進めていた。この交流の場を活用して地域の福祉ニーズを把握したり、学校の先生との交流の中でニーズを把握したりしていたが、現在はコロナ禍でもあり地域との交流は制限されている。</p> <p>・ 今後は、コロナ禍後の地域の福祉ニーズを把握する取組に期待したい。</p> | | |

| | | |
|---|---|-------|
| 27 | Ⅱ—4—(3)—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。 | a・㉖・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人としては公益的な事業として地域住民への福祉教育、施設退所者への相談支援、子育て家庭相談など多岐に渡り展開している。 ・地域の防災訓練などに参加し、被災時に地域と協働出来るよう努めている。また、食料の備蓄もして、近隣の方の避難所として利用できることを町内会など地域の主要な団体に周知している。 ・今後については民生委員との連携や施設の有する養育・支援の専門知識を地域へ還元する活動を展開したいと考えている。 | | |

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—1 子ども本位の養育・支援

| | | 第三者評価結果 |
|--|--|---------|
| Ⅲ—1—(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。 | | |
| 28 | Ⅲ—1—(1)—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。 | a・㉗・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の基本理念を策定し、玄関に全養協（全国児童養護施設協議会）の倫理綱領が掲示され、年度初めに施設の倫理綱領と共に職員全員で読み上げている。 ・全養協の「人権擁護のためのチェックリスト」を活用して子どもの人権を尊重するための具体例を確認している。 ・今後は、基本的人権に関する職員の理解、周知を徹底するために、施設内における話し合い・研修等の実施について検討されることを期待する。 | | |
| 29 | Ⅲ—1—(1)—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。 | ㉘・b・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の倫理綱領にプライバシーの尊重と侵害について明記しており、全職員で取り組んでいる。 ・学童ユニットは、個室でベッド、机があり子どもの好みのおもちゃ、絵等が飾られ、入浴、排泄、更衣等もプライバシー保護に配慮された個々の子どもに係わる支援がされている。幼児用トイレもドアで仕切られる等プライバシーについて設備面でも配慮、工夫が施されている。 | | |
| Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。 | | |
| 30 | Ⅲ—1—(2)—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。 | ㉙・b・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページには運営方針や特徴をわかりやすく掲載し、パンフレットは建物の写真、 | | |

| | | |
|---|--|-------|
| <p>図、説明も入れて施設の内容がわかりやすく紹介されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所予定の子どもには児童相談所等と連携し、「入所のしおり」を用いて家庭支援専門相談員から説明している。又、入所予定の子どもの施設見学にも応じている。 | | |
| 31 | <p>Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</p> | a・b・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所時の説明や入所後の養育・支援の内容について丁寧に説明し、必要な場合は保護者や児童相談所の児童福祉司を交えて協議している。 ・入所の理解が出来ない子どもには、養育・支援の開始時から担当職員が寄り添い、見守る姿勢で対応している。又、入所時から支援の開始、過程について個々の記録がされている。 | | |
| 32 | <p>Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p> | a・b・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭移行時は家庭支援専門相談員、自立支援担当職員、担当職員が中心となり児童相談所、関連機関と連携し、段階的な支援を丁寧に実施している。 ・移行後は担当職員、窓口、相談方法等子どもや保護者が相談できるように説明し、又、家庭支援専門相談員が中心となり電話、訪問で支援が継続されている。 ・措置変更時には、個別の引継ぎ文書を作成し養育・支援の継続に配慮した対応を行っている。 | | |

| | | |
|--|---|-------|
| <p>Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p> | | |
| 33 | <p>Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p> | a・b・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが主体的に運営する「児童会」を毎月開催している。職員は子どもが発言し易いように支援して、出た意見を記録し養育・支援に反映させている。また、個別面談も定期的に行い子どもの意見・希望を聴き取っている。 ・栄養士による食事嗜好調査を年に1回実施し、日頃の食事・献立に反映させ子どもの満足度の向上に努めている。 | | |

| | | |
|---|---|-------|
| <p>Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p> | | |
| 34 | <p>Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p> | a・b・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決マニュアルが策定され、苦情解決の仕組みは確立し、苦情発生時も迅速な対応が実施されている。また、「苦情申出窓口の設置について」の説明文が玄関に掲示されている。 ・地域交流室にある「ハートポスト」は日頃から子どもに周知され、用紙も備え付けられており、子どもが苦情を述べやすい仕組みが出来ている。 | | |

| | | |
|---|--|-------|
| 35 | Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。 | a・b・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域交流室の「ハートポスト」に子どもが投書した内容は秘密が守られることが明記され、児童会で自由に意見が言えるだけでなく、個別面談では場所、時間も選定し、意見が言えるような取組を行っている。 ・年度初めに子どもの担当職員が決定され、日常の養育、生活支援で相談・意見を述べやすい環境作りに努めている。又、担当以外の職員にも意見、相談ができる事を子どもに周知している。 | | |
| 36 | Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。 | a・b・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ハートポスト」に投函された子どもの意見、相談は総括主任が迅速に対応し、検討された内容は「ハートポスト相談対応及び経過ファイル」に記録されている。 ・子どもからの相談や意見ですぐに結論を出せない場合は、時間を要する事を説明し、他職員との情報共有について子どもに確認後、組織的な対応を行っている。 ・子どもからの相談や意見に対応するための手順を明確にして、職員に周知する取組が望まれる。 | | |

| | | |
|---|--|-------|
| Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。 | | |
| 37 | Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。 | a・b・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時の対応手順が策定され、ヒヤリハット・事故報告書に基づき要因分析と改善策、予防策、再発防止の検討・実施が行われ、職員会議で周知している。 ・子どもの安全、安心な養育・支援の基本として、リスクマネジメント体制の構築、委員会設置、マニュアル作成、研修計画策定等の再検討を行い、より安全な支援に結びつくよう検討されたい。 | | |

| | | |
|---|--|-------|
| 38 | Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。 | a・b・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防と発生時の対応マニュアル等を作成し職員に周知を図っている。感染症発生時はマニュアルに沿って、嘱託医と連携しながら適切に対応している。 ・「食中毒・感染症発生時」、「傷病・感染症」、「緊急時対応」の各種マニュアルも作成し、子どもの安全確保体制構築に努めている。新型コロナウイルス感染発生時も検温、手洗い、健康チェック、職員による清掃等を実施し感染の拡大防止に努めた。 ・発熱時、体調不良時の嘱託医との連携や夜間の緊急受診等は日誌に記録し、職員の連絡会、フロア会議で情報共有している。 | | |

| | | |
|---|--|-------|
| 39 | Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。 | ㊟・b・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の対応体制が定めてあり毎月1回防災訓練を実施している。 訓練日は職員だけに通知し、子ども達には事前予告なく実地訓練を行い、事業所作成の避難地図で避難ルートの振り返りを子ども達に説明をして、災害時における子どもの安全確保の取組を行っている。 ・地域の防災訓練にも参加し災害発生時の連携を確認している。また、事業所には60人4日分の非常食や備品類など備蓄リストを作成し保管している。 | | |

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

| | | |
|---|---|---------|
| | | 第三者評価結果 |
| Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。 | | |
| 40 | Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。 | ㊟・b・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児、低学年は「ひまわりの家 日常養育・支援」、小、中学年から高校生までは「学童ユニット 日常養育・支援」として、年齢に応じた標準的な養育・支援の実施方法が文書化されている。 ・標準的な実施方法には子どもの尊重、権利擁護、プライバシーの保護に関わる姿勢が明示され、実習生の指導、新規職員の教育にも活用され、職員がいつでも閲覧できる場所に置かれている。 | | |
| 41 | Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。 | a・㊟・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育・支援の標準的な実施方法について、年度初めに主任を中心に子どもや職員の意見や提案を反映した見直しを行い、マニュアルの改訂も行われている。 ・養育・支援の標準的な実施方法を組織として見直し、その経緯を記録に残すことができるような「見直し手順」の明文化を期待する。 | | |

| | | |
|--|--|-------|
| Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。 | | |
| 42 | Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。 | ㊟・b・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所からのアセスメント情報を共有して、責任者を設置し、自立支援計画を策定する手順も明確化している。 ・自立支援計画は、担当職員が子どもの意思、思いを聞き取り、子どもの強み、弱みも考慮した内容で原案を作成した後、専門職も含めた多種の職員で協議して策定している。 | | |

| | | |
|---|------------------------------------|-------|
| 43 | Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。 | a・⑥・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの自立支援計画は、10月の評価、3月の見直しと、見直しの手順と時期が明確化されている。又、フロア内で検討が必要な子ども4~5名を抜粋し適宜評価、見直しを行い情報共有している。 ・自立支援計画の変更後の子どもの同意取得については、子どもと向き合い、年齢に応じた説明、子どもの自己成長につながる関わりとして、今後の取組を期待したい。 | | |

| | | |
|---|---|-------|
| Ⅲ—2—(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。 | | |
| 44 | Ⅲ—2—(3)—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。 | ②・b・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生い立ちに関する情報、アルバム、アセスメント、支援計画、支援の実施状況等の子どもに関する記録は適切に行われ、職員間で共有されている。 ・従来は書面での記録で、職員の連絡会が主な情報共有の場であったが、令和3年度の「児童支援記録システム」導入により、記録の閲覧が随時可能になり情報の共有が強化された。 | | |
| 45 | Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。 | a・⑥・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護規定は、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する手順・規則を定め、子どもに関する情報は永年保存として決められた場所に保管している。 ・「児童支援記録システム」の運用にあたってはパスワード管理により、情報漏洩防止に取り組んでいる。 ・子どもの個人情報開示の同意書はないが、学校、行政、企業等関係機関へ情報提供する場合や子どもの写真提供時等、限定された場合のみ必要な提供を行い、個人情報保護を重視する姿勢で取り組んでいる。 ・今後は、記録管理体制の充実を目指し、記録管理についての職員教育、研修等も検討されたい。 | | |

内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

| | | 第三者評価結果 |
|---|--|---------|
| A—1—（1）子どもの権利擁護 | | |
| A① | A—1—（1）—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。 | ㊟・b・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の倫理綱領や担当職員が「名古屋市子どもの権利擁護委員会」で得た情報を活用し、子どもの権利擁護について職員に周知を図っている。 ・毎月の児童会では子どもの権利について年齢に応じた説明を行い、権利擁護についての子どもの学びの機会として取り組んでいる。 ・日常生活の中で「自分がされていやな事は相手にもしない。」事を説明し、権利侵害を防止する取組をしている。 | | |
| A—1—（2）権利について理解を促す取組 | | |
| A② | A—1—（2）—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。 | ㊟・b・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回の児童会、半年に1回の子ども面談時には「権利ノートの冊子」を活用し、自他の権利について説明している。 ・ひまわりの家では低学年から理解できるよう、子ども自らの目標として「自分がされていやなことはしない～」など5項目が自筆で掲示してある。自他の権利について担当職員が日頃の養育・支援の中で理解を促していることがわかる。 | | |
| A—1—（3）生き立ちを振り返る取組 | | |
| A③ | A—1—（3）—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。 | ㊟・b・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所後の子どもの状況は、個人ファイルに記録され、アルバムは子どもの希望時はいつでも見られるようにしている。 ・子どもが生き立ちについて知りたいと希望した場合は、担当職員、フロア会議で協議し、説明前後の子どもの心理に応じてフォロー体制も考慮した上で対応している。 <p>子どもの「知りたい気持ち」を大切に、子どもの状態に合わせて寄り添い、見守り、いつでも手を差し伸べることができる体制で説明を行っている。また、必要時は児童相談所と連携している。</p> | | |

| | | |
|--|--|-------|
| A—1—（4）被措置児童等虐待の防止等 | | |
| A④ | A—1—（4）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。 | a・⑥・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに対して担当制職員による支援だけでなく、フロア全体の職員で支援状況を把握するように心がけ、死角の点検、部屋の密室化を避ける対策、各ユニット内の日頃の不適切なかかわりを防止する対策に取り組んでいる。 ・子どもの権利擁護に係るハガキの活用や、被措置児童等の権利侵害の情報を職員間で共有し虐待の防止と早期発見に取り組んでいる。 ・今後は、子どもの権利擁護や不適切な関わりについての職員研修、具体的な対策の点検等も考慮した取組も大切と思われる。 | | |

| | | |
|---|--|-------|
| A—1—（5）支援の継続性とアフターケア | | |
| A⑤ | A—1—（5）—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。 | ②・b・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの母子分離、父子分離の不安の軽減のため、入所時から、安心安全な居場所作りと温かく迎え入れる事に配慮し、寄り添う関係作りを支援の第一として取り組んでいる。 ・退所に際しては、家族との面会等の調整を行う、子どもの状況に応じた家庭復帰後の支援体制を構築するなど、担当職員、家庭支援専門相談員を中心に移行期の支援を行っている。 | | |
| A⑥ | A—1—（5）—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。 | ②・b・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが安定した社会生活を送るための支援として、担当職員、自立支援担当職員、家庭支援専門相談員、児童相談所が連携して情報共有し、子どものニーズを把握して積極的にリービングケアを行っている。 ・子どもの自立支援計画に沿ったファミリールーム（すずらん）の利用で金銭管理、食事の準備等の基本的な生活習慣の経験が出来るように見守り、積極的な退所前支援を行っている。 ・退所後の連絡窓口、職場への連絡等のアフターケアや子どもの意思を尊重したリービングケアを行い、退所後の必要な支援に取り組んでいる。 | | |

A—2 養育・支援の質の確保

| | | |
|---|---|-------|
| A—2—（1）養育・支援の基本 | | |
| A⑦ | A—2—（1）—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。 | a・⑥・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は子どもの生育過程を知り受容的な養育・支援に努めている。 <p>ありのままの子どもの感情表現や言動、身体状況を観察し、フロア全体で情報共有し、子</p> | | |

| | | |
|---|---|-------|
| <p>どもの自傷行為等、行動上の問題に対しても、子どもを理解する取組を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント用紙、自立支援計画書、夜勤日誌、日中ケア日誌等に子どもの状況が記録され職員間で情報共有している。 ・今後は、子どもの成長過程を知ると共に信頼関係づくりに活かすことが出来る取組として、職員に対する子どものアンケート実施を検討される事を期待したい。 | | |
| A⑧ | A—2—(1)—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。 | ㊦・b・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当職員は個別のかかわりを大切に、「養育・支援マニュアル」にある食事、排泄、睡眠、愛情等の基本的欲求を満たすよう、子どもと共に日常生活を営み支援している。 ・高学年の食事時間、帰宅時間等の生活の決まりは生活の秩序を乱さない範囲内で、子どもと相談しながら柔軟なものとなっている。 ・幼児や低年齢児の睡眠時は見守り、寄り添う気持ちで対応し、大人の存在を感じられるよう配慮した養育・支援を行っている。 | | |
| A⑨ | A—2—(1)—③ 子どもの力を信じて見守りという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。 | ㊦・b・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常的に子どもの自己選択、自己決定を大切に、毎月開催される児童会の支援等を通して子ども自身が主体的に行動できるよう取り組んでいる。又、子ども同士のトラブルは、子ども達自身で解決できるように見守り、必要に応じてフォローしている。 ・担当職員が洗濯物を処理する横で2歳の幼児が自主的に楽しそうに洗濯物をたたんでいた。その子に職員が「ありがとう」と自然に声かけする様子からも、日頃から個々の子どもに応じた養育・支援が行われている事が伺われる。 | | |
| A⑩ | A—2—(1)—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。 | a・㊦・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児ユニット（ひまわりの家）の子ども達は建物に隣接したグラウンド（遊び場）を利用して遊んでいる。又、室内にはおもちゃ類も多く、子どもの要望に沿ったおもちゃで遊べるようになっている。 ・小2以上の学童は近くの公園で外遊びができ、ニーズを満たす取組を行っている。 ・学習面においても公文教材による学習支援、ボランティアの大学生による家庭教師など、子どもに応じた支援を行っている。 ・担当職員により、発達の状況に応じた支援に差が生じないようなフロア内の取組も今後の課題と思われる。 | | |
| A⑪ | A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。 | ㊦・b・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当職員と共に毎日の規則正しい生活を送る事で、基本的生活習慣、健康意識を養い、 | | |

社会生活、社会規範を習得するよう支援している。

- ・子どもの部屋はそれぞれの個性があり、一人で行う洗濯、布団の上げ下げ、部屋の整理整頓等、年齢に応じた生活技術習得のための養育・支援を行っている。
- ・SNS、インターネットの注意点、制限等についてマニュアルを作成し、子どもと合意の上、安全に利用するための支援を行っている。

| | | |
|--|--------------------------------------|-------|
| A—2—(2) 食生活 | | |
| A⑫ | A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。 | ㊦・b・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事の嗜好調査は年に1回行われ、子どもの要望を聞き、献立に反映している。 ・担当職員のユニット内調理や子どもの調理体験等を通して、調理の見える化、食に触れる機会の提供、子どもとのコミュニケーションの場作りを行い、おいしく食べられるよう取り組んでいる。 ・「幼児と楽しみながら調理すること」や「温かい物は温かく、冷たい物は冷たく食べること」に配慮することで、楽しみながらおいしく食事ができるようにしている。又、アレルギー、身体の不調に対応した料理等、安心・安全な食事提供を行っている。 | | |

| | | |
|---|---|-------|
| A—2—(3) 衣生活 | | |
| A⑬ | A—2—(3)—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。 | ㊦・b・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・衣類の制限はなく、衣類は子ども一人ひとりの収納箱に整理され収納されている。 ・中学生以上は与えられた費用内で自分の好みで購入できる機会が確保され、小学生は担当職員同伴で買い物に出かけている。そのことが職員との信頼関係構築の機会となり子どもには楽しみの一つとなっている。 ・担当職員は子どもの個性、好み、TPOに応じた服選びを子どもの意思に任せ、幼児も自分の好みの服を選択できるよう見守り支援を行っている。 | | |

| | | |
|--|--|-------|
| A—2—(4) 住生活 | | |
| A⑭ | A—2—(4)—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。 | ㊦・b・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・未就学児、低学年の子ども以外は5ユニットの小規模グループケアとなっている。各ユニットの子どもには個室が準備され、ベッド、机、収納スペースが備え付けられている。又、各個室は子どもの個性を大切にしたい思いの空間が演出され、一人ひとりの安心、安全な居場所として確保されている。 ・各ユニットには玄関、トイレ、風呂場、調理室、リビング兼食堂があり、きれいに整美されている。 | | |

| | | |
|---|---|-------|
| A—2—（5）健康と安全 | | |
| A⑮ | A—2—（5）—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。 | a・⑩・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 疾病・感染症マニュアル、緊急時対応マニュアルを作成し、担当職員によって、日々の健康状態の把握、医療機関と連携しての状態に応じた対応が行われている。 ・ 児童健康診断も定期的に行われ、結果は児童健康診断ファイルに保管されている。 ・ 心理的障害、情緒不安定等の医療支援が必要な子どもは心理療法担当職員、児童相談所の児童心理司による心理的ケアが計画的に実施され、専門医療機関と連携した対応が行われている。又、子どもの発達状態に応じ適切な服薬支援を行い、適切な治療が受けられるよう支援している。 ・ 今後は、子どもの障害の状況把握や発達過程等に関する学習会、研修の実施を期待したい。 | | |

| | | |
|--|---|-------|
| A—2—（6）性に関する教育 | | |
| A⑯ | A—2—（6）—① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。 | a・⑩・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童会、個別面談で発達状況に応じた他者との距離、異性や同性を含めた身体接触等に関する権利擁護、権利侵害について説明を行っているが、性について正しい知識を得る機会としては十分ではない。 ・ 職員一人ひとりが養育・支援する中で、発達状況に応じた命の教育として性を語る事が出来るよう、定期的な研修、勉強会の実施を検討されることを期待したい。 | | |

| | | |
|--|--|-------|
| A—2—（7）行動上の問題及び問題状況への対応 | | |
| A⑰ | A—2—（7）—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。 | a・⑩・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童会、個別面談で権利擁護、権利侵害について説明している事で子ども自身が他者への権利侵害について意識した行動が見られるが、時にユニット内で行動上の問題が生じることもある。行動上の問題が生じた時は、担当職員がフロア担当主任と情報共有し、子どもの安全も考慮し、状況に応じたかわり方で迅速に対応している。又、子どもに不適応行動等が見られる場合は状況に応じ、児童相談所や医療機関と連携した適切な対応を行っている。 ・ 夜間における子どもの暴力等の予期しない状況も鑑み、子どもの安心、安全な環境維持への対策等も視野に入れ、子どもの特性や対応などについて、研修・検討の実施やマニュアル等の整備に期待したい。 | | |

| | | |
|---|--|-------|
| A⑱ | A—2—(7)—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。 | ㊦・b・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニット内の子ども間のいじめ、差別や、男女間のいじめ等の問題が生じる場合もあり、日頃からトラブルの把握に努めている。状況に応じて見守り、声かけ等で子どもに寄り添う支援を行っているが、「悪いことは悪いと言える」態度で接し、早め早めの対応で支援している。 ・子どもの状況についてフロア会議、職員会議で情報共有し、子ども同士の関係作りに取り組んでいる。 | | |

| | | |
|---|---|-------|
| A—2—(8) 心理的ケア | | |
| A⑲ | A—2—(8)—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。 | a・㊦・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・心理的ケアが必要な子どもに対し、児童相談所の児童心理司、心理療法担当職員により心理療法室で心理的ケアを行っている。 ・継続的な遊戯療法、箱庭療法、カウンセリング等の心理的ケアに、子どもの能力・特性・子どもが自ら成長する力など新しい発見も見られる事もあり、効果的な支援が行われている。 ・日頃の子どもの情緒面や生活面で安定した養育・支援が継続できるよう、職員の勉強会、研修等も検討されたい。 | | |

| | | |
|---|--|-------|
| A—2—(9) 学習・進学支援、進路支援等 | | |
| A⑳ | A—2—(9)—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。 | ㊦・b・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公文学習、学生ボランティアによる家庭教師、通塾、子どもの発達状態に応じた通級、特別支援学級など、子どもの意思・状態に応じた学習環境を作り、学習支援に努めている。 ・ユニット内の個室では、子どもの年齢に応じて学習環境を整備し、子どもの希望に添った高校、大学進学の為の支援が行われている。 | | |
| A㉑ | A—2—(9)—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。 | ㊦・b・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校入学後から定期的に個人面談を行ない、進路相談会が実施され、進学や就職に関する情報、支援制度等の情報を提供し、進路の自己決定が出来るよう支援している。 ・担当職員、自立支援担当職員、学校、児童相談所、家族等と連携し、子どもの最善の利益を考えた支援を行っている。 ・進路決定後のフォロー、退学、就職、措置延長等についても十分話し合い、状況に応じた対応をしている。 | | |

| | | |
|--|--|-------|
| A⑳ | A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。 | ㊦・b・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場実習やアルバイトの体験機会を推奨し、希望する高校生のアルバイトを支援している。 <p>社会の仕組みやルールを実感する意味でも社会経験として大切な機会となり、子どもの自立支援の一環として取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援計画の目標に向かって自立支援担当職員を中心にフロア内職員で情報共有し、アルバイト収入の金銭管理、生活面、心理面の支援を行っている。 | | |

| | | |
|--|--|-------|
| A—2—(10) 施設と家族との信頼関係づくり | | |
| A㉓ | A—2—(10)—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。 | ㊦・b・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所等の関係機関と連携し、子どもの最善の利益を考え、家庭支援専門相談員を中心に家族相談、面会、外泊に関する連絡・対応をしている。 <p>又、「家庭体験ボランティア」の交流の調整を行い、子どもの外出、外泊体験を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族から、子どもの外泊依頼があった時の個別対応等、児童相談所と連携して施設全体で行っている。 | | |

| | | |
|---|---|-------|
| A—2—(11) 親子関係の再構築支援 | | |
| A㉔ | A—2—(11)—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。 | ㊦・b・c |
| <p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当職員、家庭支援専門相談員を中心に児童相談所や関係機関と連携し、段階的な親子関係の再構築に向け、家族支援に取り組んでいる。 ・家庭復帰に向けて、家族面会、外出、外泊の実施やファミリールーム（すずらん）の利用を計画し、親子関係再構築のため、子どもにとって最善の利益を考えた支援を行っている。 ・保護者等懇談記録、養育支援記録票等に保護者や子どもの状況を記録し支援内容について児童相談所、職員間で情報共有がされている。 | | |